

資料提供	
令和7年2月12日	
担当課 (担当者)	感染症対策センター (坂本・虎尾)
電話	0857-26-7153

県内における伝染性紅斑(りんご病)警報の解除

感染症発生動向調査の集計速報値(令和7年第6週:2月3日~2月9日)で、下記のとおり警報解除基準値である定点当たり1人を下回ったことから、令和6年12月11日に発令した伝染性紅斑(りんご病)警報を本日解除しました。

県民の皆様におかれましては、引き続き、手洗い等を徹底し、感染対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

- 1 解除地区
鳥取県全域

- 2 令和7年第6週(2月3日~2月9日)

区分	全県	東部地区	中部地区	西部地区
定点当たりの患者数	0.11人	0.00人	0.00人	0.29人
患者数	2人	0人	0人	2人

- 3 県民の皆様へのお願い

伝染性紅斑警報は解除となりましたが、引き続き、手洗い、消毒等の感染予防に心がけましょう。

<参考>

- (1) 伝染性紅斑警報について

以下の基準に基づき、警報を発令・解除する。なお、基準値は、国に同じ。

	基準値	要件
発令	定点あたりの患者数 2人	警報開始基準値を超えた保健所の人口の総計が県全体の人口の30%を超えた場合
解除	定点あたりの患者数 1人	警報終息基準値を超える保健所の人口の総計が県全体の人口の30%未満となった場合

《今回の例》

- ・全地区での警報解除基準値1人を下回ったことから、解除基準を満たす。⇒ **警報を解除する。**
- ・鳥取県の推計人口(鳥取県人口移動調査:令和7年1月1日現在)

地区	人口	人口割合
東部地区	214,900人	40.6%
中部地区	93,441人	17.6%
西部地区	221,602人	41.8%
合計	529,943人	100%

- (2) 県内の小児科定点医療機関:19の医療機関(東部8、中部4、西部7)
- (3) 定点当たり患者数とは、1週間に伝染性紅斑で定点医療機関を受診した1定点当たりの患者数。(例えば、県全体で19名の患者数報告があった場合、定点当たり患者数が1人となる)

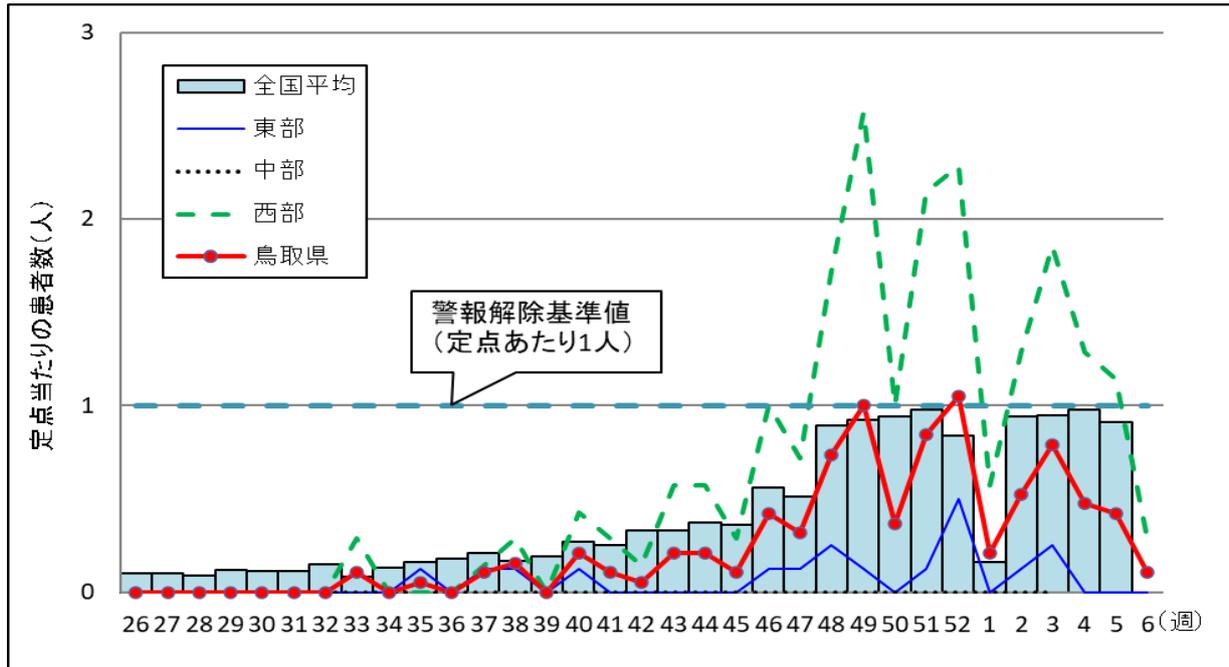
伝染性紅斑の流行状況

1 鳥取県と全国の伝染性紅斑患者発生状況(定点あたりの患者数、単位:人)

週	12月				1月					2月
	49	50	51	52	1	2	3	4	5	6
鳥取県	1.00	0.37	0.84	1.05	0.21	0.53	0.79	0.47	0.42	0.11
全国	0.92	0.94	0.98	0.84	0.16	0.94	0.95	0.98	0.91	集計中

鳥取県の小児科定点医療機関は19、全国の小児科定点医療機関は約3000あります。

2 地区別発生状況グラフ



3 県内年次別発生状況グラフ

